

平成 26 年 6 月  
函館税関業務部

関係各位 御中

### 許可後の原本の提出先官署の自由化について

平素から関税政策及び税関行政に御理解及び御協力を頂き誠に有難うございます。  
現在、NACCSシステムにより申告され、許可となった申告書類の提出については、原則申告官署への提出が義務付けられておりましたが、輸出入者、通関業者等の利便性を図るため、提出先官署の自由化を下記の通り実施します。

#### 記

##### 1. 概要

NACCSシステムにより申告され、許可となった輸出入申告のうち、添付書類等の提出又は提示を要する申告の取扱いについて、申告官署以外の官署に提出又は提示を可能とする。

##### 2. 実施官署

函館税関管内の本関及び各支署・出張所

##### 3. 開始日

平成 26 年 6 月 2 日以降許可となった申告

##### 4. 対象申告

許可となった輸出入申告のうち、原本を書面により提出又は提示する必要のあるもの（審査区分欄の 1 桁目に識別コード「G, B, C, X」が表示されているもの及び区分 1 で許可となった申告のうち添付書類等の提出を要するもの（審査区分欄の 3 桁目に識別コード「Y」が表示されているもの）を対象とします。

##### 5. 提出方法

提出又は提示する書類に、申告番号、通関業者名、許可年月日、申告官署名を記載又は、許可書等を添付のうえ、事前に届け出た提出官署へ提出・提示してください。

なお、提出又は提示する書類で、申告官署に対し説明を要するものについては、直接申告官署に提出・提示していただく場合がございますので御留意願います。

6. 返却書類の取扱い

返却の必要な書類については、提出先官署で処理した上で返却しますが、提出先官署での処理が困難な場合（減免税関係書類で交付を要する書類や申告官署に対し説明を要する書類等）は、申告官署において処理することになりますので、申告官署で返却を受けてください。

7. 事前登録

事前アンケートで「利用しない」又は「無回答」であった通関業者で、後日提出先官署の自由化を希望する場合は、提出先官署の業務量を勘案する必要がございますので、別添にて税関に届出を行っていただきますので、提出先官署、申告官署又は本関に御相談願います。

また、事前アンケートで「利用する」と回答し、申告官署又は提出官署が変更となる場合も、再度別添届出を行っていただきますよう御協力をお願いします。

8. その他

この件に関するお問い合わせは業務部統括審査官（0138-40-4256）へお願いします。

-----切り取り-----  
別添

下記の通り、許可後の原本の提出について申告官署以外の官署に提出します。

記

- ・ 申告官署 \_\_\_\_\_
- ・ 提出官署 \_\_\_\_\_
- ・ 利用頻度 \_\_\_\_\_ 件/月程度（おおよそで結構です）

社名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_

お問い合わせ先 函館税関業務部統括審査官 TEL0138-40-4256 Fax0138-45-8872